

ふなばし健やかプラン 2 1 推進協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 本市の健康づくりの総合的かつ効果的な推進を図るため、地域・職域連携推進協議会二次医療圏協議会（健康増進法（平成 14 年法律第 1 0 3 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき定められた健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成 16 年厚生労働省告示第 242 号）第三 7 に規定される地域単位における協議会をいう。）として、ふなばし健やかプラン 2 1 推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 健康増進計画の策定、推進及び評価に関する事項
- (2) 自殺対策計画の策定、推進及び評価に関する事項
- (3) 食育推進計画の策定、推進及び評価に関する事項
- (4) 健康づくりの政策の推進に関する事項
- (5) 地域・職域連携推進に関する事項
- (6) その他健康づくりの推進に関する事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 2 0 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関の代表
- (3) その他

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は市が招集し、議長は会長が務めるものとする。

2 市は、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第 7 条 協議会には、具体的な連携事業の企画等を行うために、保健事業等の共同実施に関する部会や社会資源の相互有効活用に関する部会等、所要の部会等を置くことができる。

2 部会は、協議会の構成員及び、連携事業の実務担当者により構成する。なお、既存の会議等を活用して部会とすることができる。

3 部会は、事業実施計画を作成し、協議会へ事業実施計画及び事業実施・結果報告を行う。

4 部会の庶務は、部会を所管する課において行う。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、健康福祉局健康部健康政策課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。